

令和4年第1回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 339)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、独立行政法人等の根拠条文を改正する。
2	武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 359)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、独立行政法人等の根拠条文を改正する。
3	武蔵野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 465)	職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第68号）の施行を踏まえ、所要の改正をするものである。 新たに職員となった者に任命権者又は任命権者が指定する職員の面前において宣誓書に署名することを求める規定を削除し、宣誓書の提出のみを求める。
4	公益的法人等への武蔵野市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 528)	職員を派遣することができる公益的法人等の合併に伴い、所要の改正をするものである。 職員を派遣することができる団体に、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団を加え、合併前の団体の名称を削除する。
5	武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 1701)	武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者等緊急訪問介護事業について対象要件の拡大を行うため、所要の改正を行うものである。 高齢者等緊急訪問介護事業の利用対象要件を改正し、65歳未満の世帯員を含む世帯であっても、当該世帯員が障害を有し支援を期待することが困難であるなど、市長が特に認める場合には事業の利用対象とする。
6	武蔵野市中小規模事業者事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 2087)	新型コロナウイルス感染症による経済への影響を踏まえ、令和4年度における融資のあっせんの特例について定めるため、所要の改正をするものである。 令和4年度の特別融資等の申請について、事業者の売上高等減少の比較期間を変更し、1年前から4年前のいずれかの同期と比較できることとする。
7	武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 2719)	文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行による文化財保護法（昭和25年法律第214号）の改正を踏まえ、武蔵野市登録文化財制度を導入するほか、所要の改正をするものである。 ・文化財保護法の改正に伴い、条例における法律の引用条項を変更する。 ・市登録文化財の登録及び解除の規定を新設する。 ・その他所要の改正を行う。
8	武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例 (例規類集P. 2745)	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、武蔵野市図書館協議会を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、所要の改正をするものである。 図書館協議会の設置、協議会の委員の任命の基準、定数、任期等図書館協議会に関して必要な規定を追加する
9	人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について	自転車事故により発生した人身事故に係る損害賠償の額の確定及び和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものである。
10	武蔵野市立武蔵野公会堂の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。

11	武蔵野市立武蔵野市民文化会館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
12	武蔵野市立武蔵野芸能劇場の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
13	武蔵野市立武蔵野スイングホールの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
14	武蔵野市立吉祥寺美術館の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
15	武蔵野市立松露庵の指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
16	武蔵野市立吉祥寺シアターの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
17	武蔵野市立かたらいの道市民スペースの指定管理者の指定について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。
18	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、提案するものである。 令和4年度及び5年度の2年間について、以下の項目に係る市の負担割合を100パーセントとし、規約の附則に定めるほか、規定の整備を行う。 ・審査支払手数料相当額 ・財政安定化基金拠出金相当額 ・保険料未収金補填分相当額 ・保険料所得割額減額分相当額 ・葬祭費相当額
19	令和3年度武蔵野市一般会計補正予算（第9回）	◎32億707万4千円補正増 （補正後の予算額799億9948万2千円） 【歳出の主なもの】 ○総務費 26億5447万4千円補正増 （内訳）・総務管理費 公共施設整備基金積立金の増 財政調整基金積立金の増 ほか ○民生費 9億581万6千円補正減 （内訳）・児童福祉費 子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助費等の減 ・社会福祉費 後期高齢者医療会計繰出金の減 ほか ○土木費 3億5868万8千円補正減 （内訳）・都市計画費 都市計画道路3・4・2号線事業 土地購入費の減 ほか ○教育費 22億7654万円補正増 （内訳）・教育総務費 学校施設整備基金積立金の増 ほか 【歳入の主なもの】 ○市税 17億7143万4千円補正増 ○財産収入 14億7128万8千円補正増 ○繰越金 21億1219万2千円補正増 ◎繰越明許費 ・戸籍住民基本台帳事務 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 ・子育て世帯等臨時特別支援事業

20	令和3年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算（第2回）	◎3億1186万2千円補正増 （補正後の予算額131億7209万1千円）
21	令和3年度武蔵野市後期高齢者医療会計補正予算（第1回）	◎6160万4千円補正減 （補正後の予算額37億5501万3千円）
22	令和3年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第2回）	◎2億3633万7千円補正減 （補正後の予算額122億4614万4千円）
23	令和4年度武蔵野市一般会計予算	◎705億8600万円
24	令和4年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	◎132億6961万8千円
25	令和4年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	◎40億7839万3千円
26	令和4年度武蔵野市介護保険事業会計予算	◎122億6470万6千円
27	令和4年度武蔵野市水道事業会計予算	◎収益的収入 37億4508万1千円 収益的支出 36億9221万2千円 ◎資本的収入 2億7828万6千円 資本的支出 9億823万2千円
28	令和4年度武蔵野市下水道事業会計予算	◎収益的収入 30億1921万2千円 収益的支出 29億1621万3千円 ◎資本的収入 7億16万3千円 資本的支出 11億1098万1千円
29	武蔵野市恩給条例の一部を改正する条例 （例規類集P.898） （追加予定議案）	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 法改正に伴い、恩給を受ける権利を担保とする特例を定めた規定を削除する
30	武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 （例規類集P.968） （追加予定議案）	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 法改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた規定を削除する。
31	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について （追加予定議案）	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。
32	武蔵野市副市長の選任の同意について （追加予定議案）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、市議会の同意を求める。
33	武蔵野市教育委員会委員の任命の同意について （追加予定議案）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。